

さ情審査答申第138号
平成29年 2月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年6月18日付けで貴職から受けた、「生活福祉課が保有する各区役所福祉課（福祉事務所）から提出された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条に係る返還徴収について 平成26年度分」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年5月15日付け保福生第484号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、理由提示義務を懈怠した瑕疵があり、また開示決定等の期限と通知の到着日について疑義があるとして実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。
理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。

情報公開条例第12条第2項に定められた期間の経過による開示の期日が明記されず不当である。又、通知書は5月15日付けであるが、郵便の到着日は5月19日であり、発送日について疑義が持たれる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

- 1 本件処分に係る行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）は、保健福祉局福祉部生活福祉課（以下「生活福祉課」という。）が保有する各区役所福祉課（各福祉事務所）から提出された法第78条に係る返還徴収（平成26年度分）について行政情報の開示を求めたもので、本件請求に対して、行政情報不開示決定処分を行った。
- 2 法第78条には、不実の申請その他不正な手段により生活保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときに、その費用を徴収することができる旨が規定されており、本件対象行政情報である「平成27年度生活保護業務実施方針に関する資料（さいたま市西福祉事務所、さいたま市北福祉事務所、さいたま市大宮福祉事務所、さいたま市見沼福祉事務所、さいたま市中央福祉事務所、さいたま市桜福祉事務所、さいたま市浦和福祉事務所、さいたま市南福祉事務所、さいたま市緑福祉事務所、さいたま市岩槻福祉事務所）」のうち「11法第78条及び法第63条の適用状況（平成26年度）（1）法第78条の適用状況」（以下「当該資料」という。）については、平成26年度に各福祉事務所が法第78条に基づき費用の徴収を決定した事例の一覧表である。
- 3 当該資料は、各福祉事務所から生活福祉課に提出があった後、双方で協議・精査し、生活福祉課での決裁手続を経て厚生労働省に提出するものである。

異議申立人から行政情報開示請求があった平成27年5月1日の時点においては、協議・精査が完了していない状態であった。

そのような状態で開示した場合、例えば「不正受給金額」については、市民に関心を持たれている情報であり、誤った金額を開示することによって、生活保護行政に対する市民の信頼を損ねるおそれがある。また、「行政措置」については、法第78条の適用によって生活保護の廃止、停止、変更があったかどうかを記入する箇所であるが、誤った箇所を開示することによって、適正な事務処理がされていないのではないかとの誤解を与えるおそれがある。
- 4 上記のとおり、当該資料については、実施機関の内部における協議・精査段階の情報で、その内容が未成熟であったことから、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあると判断し不開示としたものであり妥当であると考える。

なお、報告の決裁が完了した日以降に行政情報開示請求があった場合は、厚生労働省に提出した文書は一部不開示部分を除いて開示することができ

る。

- (1) 「情報公開条例第12条第2項に定められた期間の経過による開示の期日が明記されず不当である」との主張について

条例第12条第2項では、「開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする。」と規定されている。

当該資料については、内容を精査し、決裁手続が終了次第、一部不開示部分を除いて異議申立人に情報提供する予定であったため、行政情報不開示決定通知書の備考欄に「当該行政情報については、決裁手続が終了次第、一部不開示部分を除いて、情報提供いたします。」と記載した。

情報提供するのは、異議申立人から行政情報開示請求があった平成27年5月1日時点での行政情報ではなく、内容を精査した状態の行政情報であり、平成27年5月1日時点での行政情報については、期間を経過しても不開示である。よって、備考欄に記載した内容は条例12条第2項の規定によるものではない。

- (2) 「通知書は5月15日付けであるが、郵便の到着日は5月19日であり、発送日について疑義が持たれる」との主張について

本件については、条例第13条に規定する開示決定等の期限である15日以内の平成27年5月15日(金)に決定したものであるが、決裁終了時において当日発送郵便の締切り時間を超過していたため、異議申立人に対する行政情報不開示決定通知書の発送は翌開庁日である平成27年5月18日(月)となった。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

実施機関は、異議申立人により平成26年5月1日付けの行政情報開示請求に対し、「平成27年生活保護業務実施方針に関する資料（さいたま市西福祉事務所、さいたま市北福祉事務所、さいたま市大宮福祉事務所、さいたま市見沼福祉事務所、さいたま市中央福祉事務所、さいたま市桜福祉事務所、さいたま市浦和福祉事務所、さいたま市南福祉事務所、さいたま市緑福祉事務所、さいたま市岩槻福祉事務所）」のうち「11 法第78条及び第63条の適用状況（平成26年度）（1）法第78条の適用状況」を特定した。

法第78条は、不実の申請又は不正な手段により生活保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、その費用をその者から徴収できると規定しているが、実施機関が特定した行政情報は平成26年度にさいた

ま市の各区役所管内において同法同条に基づき費用の徴収を決定した事例の一覧表（以下「当該資料」という。）である。

2 本件処分の当否について

さいたま市においては、10か所に設置されている各区役所健康福祉部が各区の名称を冒頭に付して福祉事務所と位置付けられている。そして同部に課制として設置されている各区役所健康福祉部福祉課（以下「各区福祉課」という。）が法第78条に係る事務を担当している。当該資料は各区福祉課から同市保健福祉局福祉部生活福祉課（以下「生活福祉課」という。）に提出があった後、生活福祉課と各区福祉課間で協議・精査し、その過程で誤りが発見された場合は必要な修正をし、生活福祉課での決裁手続きを経て厚生労働省に提出される。異議申立人から平成27年5月1日に行政情報開示請求があったが、その時点においては当該資料について生活福祉課と各区福祉課間の協議・精査は完了しておらず、その後誤りが発見される可能性が高い状態にあった。

実施機関はこの状態にある行政情報について、行政情報不開示決定通知書（以下「通知書」という。）に開示しない理由として、「条例第7条第4号に該当する。生活福祉課と各区福祉課との間において協議・精査中の情報であり、厚生労働省に報告する前の決裁手続の途上にあるもので、その内容が未成熟であることから、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため」と明示し不開示としたものである。

したがって、異議申立人の理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとの主張は認められない。

なお、異議申立人は、条例第12条第2項の規定に基づき本件対象行政情報が期間の経過により開示することができる期日をあらかじめ明示されなかったことに対して不当であると主張する。しかしながら、行政情報開示請求のあった平成27年5月1日時点での行政情報の開示は、通知書に記載されている開示しない理由のとおり、市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため、期間を経過しても開示は不可能との実施機関の判断は適切であるから、期間の経過により開示できる期日を明示しなかったことに問題はない。

また、異議申立人は、通知書は平成27年5月15日付けであるが、その到着日は同月19日であり、発送日について疑義があると主張する。これに対し実施機関は、通知書に係る決裁は条例第13条で定める開示決定等の期限である同月15日（金）に終了したが、さいたま市から当日に発送する郵便の締切り時間である14時を過ぎていたため、発送が翌開庁日

である同月18日（月）になったと説明している。さいたま市の郵便発送の取扱いでは、本庁舎内の各課の郵便物は、さいたま市庁舎地下1階の文書区分室に14時までに持って行ったものが当日に発送されることとなっている。そこで、異議申立人の郵便発送に係る疑義について判断すると、今回の場合のように文書の発送が市の郵便物発送の取扱いによって同月18日（月）になったとの実施機関の説明に不自然さはなく、発送日について疑義はないとの結論である。

4 以上の次第であるから、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成27年 6月18日 | 諮問の受理（諮問第379号） |
| ② | 同 年 7月 8日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同 年 8月21日 | 審議 |
| ④ | 平成28年12月15日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 平成29年 2月16日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 石 川 和 子 | 弁護士 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

（五十音順）